

# 児童労働の撤廃に関する ダーバン行動要請

第5回児童労働撤廃世界会議

2022年5月15～20日、南アフリカ・ダーバン



# 児童労働の撤廃に関する ダーバン行動要請

## 序文

我々、政府、使用者団体および労働者団体の代表は、国連機関、国際団体、市民社会団体、企業、子育て支援機関、学術機関、ならびに南アフリカのダーバンに集い、および世界中からオンラインで参加した第5回児童労働撤廃世界会議の参加者と共に、児童労働および強制労働の防止・撤廃という共通のコミットメントにおいて団結する。そこで、

1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）について、全加盟国による批准がILOの歴史上初めて、しかも最も迅速に行われたこと、また、政府、使用者団体および労働者団体による取り組みの決定的な進展により2000年以降で8,600万人もの児童労働の減少がもたらされたことを歓迎し、

児童労働の世界推計（2020年）によれば、1億6,000万人の女児および男児が依然として児童労働の状況にあり、その半分以上が危険有害労働に従事しており、1億1,200万人が農林水産業に従事し、子ども兵士の採用がまだ行われており、また、2016年～2020年の間に5～11歳の児童のみで児童労働が890万人増加したことを警戒し、

長年の児童労働に対する取り組みの進展を反転させかねない脅威となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行、武力紛争や人道面・環境面での危機の影響に深刻な懸念を持って留意し、持続可能な開発のための2030アジェンダのターゲット8.7である「あらゆる形態の児童労働を2025年までに撲滅する」という目標を達成するためには、児童労働および強制労働を撤廃する取り組みを拡大するために迅速で、強化され、性差に対応し、綿密に連携した、複数の部門・関係者による、権利に基づく行動が必要となることを確信し、

ターゲット8.7、1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）、1973年の最低年齢条約（第138号）、1930年の強制労働条約（第29号）および1930年の強制労働条約の2014年の議定書、ならびに1957年の強制労働廃止条約（第105号）、児童の権利に関する条約およびその2つの選択議定書、ならびに「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」、持続可能な開発目標（SDG）ターゲット1.3<sup>1</sup>、および「児童の権利および福祉に関するアフリカ憲章」を想起し、

---

<sup>1</sup> SDG ターゲット 1.3 「各国において最低限の基準を含む適切な社会的保護制度および対策を実施し、2030年までに貧困層および  
ぜい弱層に対し十分な保護を達成する」

## 児童労働の撤廃に関するダーバン行動要請

児童労働の撤廃における使用者団体および労働者団体の重要性と社会対話の中心的な役割について再確認し、

行動の加速化、調査研究の実施、知見の共有、技術革新の推進やリソースの活用のために重要な世界的パートナーシップとしてアライアンス 8.7 が果たすダイナミックな役割を認識し、

「児童労働に関するアフリカ連合 10 カ年行動計画」、アビジョン宣言、「農林水産業における児童労働に関する協力のための国際パートナーシップ (IPCCLA)」によるアクラ宣言、「軍隊または武装集団に関係する児童に関するパリ原則および指針」、「2025 年までの最悪の形態の児童労働の撤廃に関する ASEAN ロードマップ」、「欧州評議会子どもの権利戦略」(2022 年～2027 年)、「欧州連合子ども保障」、「子どもの権利に関する EU 戦略」(2021 年～2024 年)および「人権と民主主義に関する EU 行動計画」(2020 年～2024 年)、「児童労働の無いラテンアメリカ・カリブ海諸国地域イニシアチブ戦略計画」(2022 年～2025 年)、「児童労働撤廃のための SAIEVAC (児童に対する暴力の撲滅のための南アジアイニシアチブ) 地域行動計画」を認知し、

2021 年児童労働撤廃国際年を背景として行われた、また、これまでに開催された児童労働世界会議、すなわち児童労働に対する世界の動きを結集させたオスロ児童労働国際会議(1997 年)、最悪の形態の児童労働を撤廃するための実用的なロードマップにつながったハーグ児童労働世界会議(2010 年)、労働基本権の枠組みの中に児童労働の撤廃に向けた努力を組み込んだ第 3 回児童労働世界会議(ブラジル、2013 年)、100 件もの児童労働および強制労働を撤廃する行動の誓約が行われ、その中でも ILO 児童労働条約の批准、新たな大型の資金拠出の誓約や児童労働の撤廃に向けた具体的な介入につながった第 4 回児童労働の持続的な撤廃世界会議(ブエノスアイレス、2017 年)の結果を踏まえて行われたコミットメントを土台としてそこからさらに発展させ、

コロナ禍からの経済の力強い回復や全ての人々のためのディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の推進のために法的枠組みを改善する必要、技術革新や高い生産性、および持続可能な企業を可能にする環境づくりの必要、ならびにインフォーマル経済をフォーマル化するための対策を実施する必要があることを強調し、

「労働における基本的原則及び権利」、すなわち児童労働の実効的な廃止、あらゆる形態の強制労働の撤廃、結社の自由、団体交渉権の実効的な承認、および雇用や職業における差別の撤廃を再確認し、

児童が教育を受け、到達し得る最高基準の健康を享有し、あらゆる形態の暴力からの保護を受ける権利を想起し、

教育を受ける権利は人権であること、児童に無料かつ義務教育として提供される質の高い基礎教育への普遍的アクセスを提供することは人間の可能性の完全な発揮と、社会的に排除された児童および成人が貧困から抜け出して国の発展を支えるより多くの機会の確保のために重要であること、またデジタル教育により与えられる新たな学習機会が不公平性を悪化させ児童にとって新たなぜい弱性を生み出すことなく、全ての者に利用可能となるべきであることについて注意を喚起し、

仕事の本質の変化を鑑み、今日の労働市場ニーズや仕事の未来に対応するためには生涯学習の文化を醸成し能力開発の機会や質の高い教育・訓練へのアクセスを改善することが重要であると認め、

## 児童労働の撤廃に関するダーバン行動要請

女性を含め多様な全ての人々のためのディーセント・ワーク、成人のための十分な収入、包摂的で成果を上げる教育制度および適切な社会的保護制度が、児童労働の撤廃や児童労働の主要な原因である貧困からの保護のために必須であることを認識し、

児童が自らの考えを形成する能力や、自らに影響を及ぼす全ての事項について実効的に関わり自らの考えを自由に述べる権利を尊重し、

「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」および「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って、業務およびサプライチェーンにおいてデュー・ディリジェンスを実施し、児童労働および強制労働の根本的な原因に対処する責任感を持ち持続可能なビジネス慣行を守ることによって企業が果たす児童労働および強制労働の撤廃に対する責任と貢献について認識し、さらに、「多国籍企業行動指針」および「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を含む経済協力開発機構（OECD）が果たす指導的役割を認める。

## 行動要請

我々は、2022年5月20日、本児童労働の撤廃に関するダーバン行動要請を採択する。我々は、以下の行動の規模を拡大することを約束する。

- I 成人および就業最低年齢を超えた若年者のために**ディーセント・ワーク**を実現することにより、最悪の形態の児童労働への対応を優先しつつ、児童労働の防止・撤廃に向けた複数の関係者による努力を加速する
- II **農林水産業**における児童労働を撲滅する
- III その最悪の形態、強制労働、現代奴隷制や人身取引を含めた児童労働の**防止と撤廃**、およびサプライバーの**保護**を、**データ駆動型かつサプライバーからの情報に基づく政策・プログラムによる対応**を通じて強化する
- IV 児童が**教育を受ける権利**を実現し、質が高く公平で包摂的な無料の義務教育・訓練への普遍的アクセスを確保する
- V 社会的保護への普遍的アクセスを実現する
- VI 児童労働および強制労働の撤廃のための資金調達や国際協力を拡充する

## 実施

### ダーバン行動要請の内容の実施

- A 我々は、労働行政の中心的な役割を認識しつつ、他の関連当局と連携して、児童労働の問題、特にその根本的な原因に取り組むための対策を、性差に対応した対策も含めて講じることを約束し、2025年までにあらゆる形態の児童労働を撲滅するというSDGターゲット8.7に向けた行動を再始動し拡大する

## 児童労働の撤廃に関するダーバン行動要請

- B 本行動要請に関連した対策の実施および進展の公表を支援するために、ILO は、SDG ターゲット 8.7 の実現というコミットメントを果たすための加盟国の関連政策、計画、努力や成果を集約する一元化された情報リポジトリを構築・運営する
- C 全加盟国により批准された ILO 条約第 182 号に基づき、ILO 加盟国は、緊急に対処すべき事項として最悪の形態の児童労働を撤廃するための行動プログラムを設計し実施する必要がある。ILO 条約第 138 号に基づき、同条約を批准した加盟国は、児童労働の実効的廃止を確保するために設計された国家政策を策定する必要がある。そうしたプログラム・政策は、児童労働の撤廃に向けた国家行動計画の形をとることが多い
- D 各加盟国は、そうした国家行動計画やその他の関連政策を一元化されたリポジトリで公開するために ILO に提出することを約束する。そうした計画をまだ立案していない加盟国には、その実行が奨励される。各加盟国は、本行動要請やこれまでの児童労働撤廃世界会議でとりまとめられた文書の内容、および児童労働と闘うその他の取り組みの実施に関する情報を、各国が批准した条約に基づき、また 1998 年の労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言の年次レビュー手続きに基づき提出する報告書に記載することが奨励される
- E 女性の権利団体を含む市民社会団体、サバイバーの指導者および小規模生産者団体を含む民間部門その他の団体は、その能力の範囲内で、本行動要請の内容の実施に当たって政府、使用者団体、および労働者団体への支援・協力を行うべきである
- F 各加盟国は、2022 年～2025 年の期間中および第 6 回児童労働世界会議においてターゲット 8.7 の達成に向けた進捗状況の評価を行うことを約束する。各国には、それぞれの国・地域の取り組みで得られた教訓やエビデンスに基づく児童労働撤廃の好事例に関する情報を共有することが奨励される

## 即時的かつ実効的な 49 の取るべき対策

### 成人および就業最低年齢を超えた若年者のためのディーセント・ワークの実現

- 1 労働における全ての基本的原則および権利について、それらが不可分で相互に関連し補強する性質を持つことを認識しつつ推進、尊重、実現する統合的な努力を強化する
- 2 ディーセント・ワークの基盤となる安全で健康的な労働条件、および若年者の危険有害労働からの保護を確保する
- 3 法定または交渉で決められた適切な最低賃金を考慮する
- 4 社会対話の仕組みを発展させ強化する
- 5 インフォーマル経済をフォーマル化し、児童労働の大半が集中する農林水産業を中心に労働法の適用を拡大する努力を強化する

#### 児童労働の撤廃に関するダーバン行動要請

- 6 公正な移行、デジタル化や人口動態の変動を背景とした経済成長、生産性の向上、およびディーセントな雇用を生み出す
- 7 公平性、多様性、包摂性や差別撤廃のための変革につながる政策課題を実施する
- 8 あらゆる形態の搾取を目的とした強制労働、現代奴隷制や人身取引の防止とそれらの撤廃に向けた闘い、および被害者やサバイバーの保護を強化する
- 9 労働搾取を目的とした人身取引の被害を受けた児童のためのリスク評価の仕組みを実施し、被害児童やサバイバーの長期的な再統合の進捗を監視する
- 10 持続可能な企業が繁栄し投資を行ってディーセント・ワークの機会を生み出すことを可能にする環境づくりを行う

#### 農林水産業における児童労働の撲滅

- 11 児童労働の撤廃が同部門におけるディーセント・ワークに必須の前提条件であり持続可能な食料システムへの貢献につながることを認識しつつ、貧困を減少させる戦略として農村部地域の経済的・社会的な発展への投資を拡大する
- 12 特にアフリカの小規模農家対象のものを含めて、投資や技術革新を推進するために資金調達・融資へのアクセスの拡大を円滑に進める
- 13 労働力としての児童労働への依存を終わらせるために小規模農家・家族経営の農場における、また漁業、林業や牧畜業により生計を立てる世帯における労働条件を改善し、例えば生産性の向上や多角化の支援を通じて小規模生産者や個人事業主のために適切な収入を確保する仕組みを作り、2002年の協同組合促進勧告（第193号）を含む関連のILO文書に沿って協同組合や小規模生産者の代表団体の設立・運営を支援し、農林水産業における出来高賃金制について再評価し、農林水産業の労働者が家族のニーズに十分応えられる適切な最低賃金を保証する必要性を認識する
- 14 ILOの1975年の農業従事者団体条約（第141号）に沿って、農業労働者が経済的・社会的発展において役割を担えるようにする組織の合法的活動の立ち上げ、拡大および業務実施への障壁を法律上および実際上撤廃するための行動計画を採択する
- 15 農林水産業関係の省庁、ならびに使用者団体および労働者団体を含むその他の関係者による、国の政策、立法枠組みおよび行動計画への参加、ならびに農業改良普及機関と労働監督等の関係当局との間の協力を確保する
- 16 規制措置やその他のアプローチを通じて、農林水産業関係者とそのコミュニティが安全な業務慣行を導入し危険有害な殺虫剤などの有害物質への暴露を含む業務関連の危険とそのリスクを排除・最小化できるようにし、排除・最小化を奨励し、より効率的で安全な機械、設備・機器の利用可能性の向上を推進し、労働安全衛生を改善して児童労働の必要性を排除するために持続可能な技術を導入する

## 児童労働の撤廃に関するダーバン行動要請

- 17 農林水産業の労働市場を強化して若年者、女性、および男性のディーセント・ワークの機会をつくり、農業食品生産や加工サービス分野における革新的な職業教育・訓練を支援する
- 18 データ収集を改善し、漁業や養殖業を含む農林水産業における児童労働の撤廃に向けて力を合わせて前進するために国連児童基金（UNICEF）や国連食糧農業機関（FAO）といった関連する国連機関と連携し、FAOの農林水産業における児童労働の撲滅に関するフレームワーク（2020年）や農林水産業における児童労働に関する協力のための国際パートナーシップを支援する

## データ駆動型の政策・プログラムによる対応を通じた児童労働および強制労働の防止と撤廃

- 19 児童労働および強制労働、現代奴隷制、ならびに人身取引を捜査、防止し矯正する法執行機関、労働監督機関、農業改良普及機関、児童保護・教育サービス、およびその他の関係当局の態勢を強化することにより、児童労働および強制労働に関する各国の法律、規則、政策の効果的な実施を強化する
- 20 出生登録、適切な栄養、利用しやすく安価で質の高い子育て支援、心理社会的支援、児童保護、および質の高い教育サービスへの普遍的アクセスを推進することを含め、児童を保護するための体系的かつ性差に配慮した対応を強化する
- 21 児童労働および強制労働に対するエビデンスに基づく政策・プログラムの基礎として、性別や年齢などにより細分化されたデータの定期的な収集・管理を強化する
- 22 児童労働および強制労働に関する調査研究、政策立案、ならびにプログラムの設計から実施、評価、教訓学習まで各段階を含むプログラム運営に、適当な場合には倫理面に配慮してサバイバーの実効的な参画を統合し、サバイバーの立場を改善し、リーダーとなる能力・資質を支援する
- 23 きめ細かな対応に資するために、農林水産業、鉱業、家庭内労働、広義のサービス部門、および製造業における児童労働に関するデータの収集と知見の生成を改善する
- 24 農村部地域を中心としてコミュニティーレベルでの体系的な行動変容を促し、参加型のメソッドを用いて、教育を受ける権利および児童労働の慣行廃止に向けた早急な対応の必要性について意識啓発を進める
- 25 紛争や災害が引き起こす危機的状況において、特に児童労働を含む児童保護に関する懸念を人道的活動や義務教育を受ける権利保護の活動にあらゆる段階で組み込むことにより、児童労働、強制労働、およびその他の労働基本権の侵害を根絶する努力を強化する
- 26 児童労働の撤廃、基本的人権やディーセント・ワークを気候変動行動計画や公正な移行政策に組み込む
- 27 「国連ビジネスと人権に関する指導原則」、および「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」に沿って、多国間組織のものを含む官民のサプライチェーンや調達政策における透明性、デューデリジェンス、および矯正の推進・支援によりサプライチェーンにおける児童労働を撲滅し、サプライチェーンにおけるディーセント・ワークの不足に対処し児童労働の根本的な原因に取り組むことなどにより児童労働のリスクを軽減し、複数の関係者によるサプライチェーン全体にわたるアプローチや地域に根差した統合的アプローチを用いる重要性を認識し、サプライチェーンに

組み込まれている中小企業および原材料の生産が行われる地域などの対応力を強化し、責任を持った採用、官民の取り組みの一貫性の向上や消費者の意識啓発を推進する

## 児童が教育を受ける権利の実現

- 28 通学距離、コスト、安全性、セキュリティ、特定の性差や障害に関わる障壁など、女兒および男児のための質の高い義務教育への直接・間接の障壁を撤廃し、適当な場合には費用負担を撤廃し、また普遍的な奨学金や学校給食を推進し、障害児および移民児童などの疎外された児童を含めて最も弱い状況にある児童の特定のニーズを考慮に入れることで誰も質の高い教育から排除されないようにし、性的または性差に基づく暴力や搾取のリスクを含む女兒の特別な状況を考慮し、ILO 条約第 138 号に沿って就労または雇用の最低年齢と義務教育修了の年齢が調整されるようにする
- 29 農村部、およびへき地を中心として学校の教育インフラや安全な通学方法を拡大し、学校における水・衛生への普遍的なアクセスやデジタル教育への公平なアクセスを確保し、デジタル格差の縮小に向けた国内的・国際的な努力を強化し、また食料や農林水産業に関連した科目を含めることで小学校、中学校、高等学校における教育カリキュラムの開発を支援する
- 30 教員不足を縮小するために十分な人数の有資格の教員を採用し、良好な労働条件を提供し教員組合を支援することなどにより指導・学習のアウトカム（成果）を改善し、より高度な学習、学習者中心のアプローチや関連した学習内容の基礎として土台となる能力の教育を推進し、後発開発途上国を中心に大規模に識字能力の改善活動を行う
- 31 体罰の禁止、教員・生徒が非暴力の姿勢を身に付けるための支援や学校全体のアプローチの導入など、学校におけるあらゆる形態の暴力やハラスメントの防止・撤廃のために行動を起こす
- 32 雇用可能性を改善し農林水産業の仕事の魅力を増やすために、農村部地域を中心とした質の高い実習を含め、雇用最低年齢を超えた女兒および男児への十分かつ適切な訓練、能力開発や職業教育を提供し、若い女性と女兒、マイノリティーグループの児童および障害児を中心に土台となる能力を構築し、労働市場のニーズと機会をマッチさせる
- 33 学校から仕事への移行を成功させるための支援を確保する
- 34 UNESCO 教育 2030 行動枠組みで勧告されたとおり、全世界の政府が少なくとも GDP（国内総生産）の 4~6%または公的支出の 15~20%、あるいはその両方を教育予算に充てられるよう、各国の状況に応じて義務教育に必要な資金を確保する



## 社会的保護への普遍的アクセスの達成

- 35 各国における社会的保護の土台（最低限の社会的保護）の構築などを通じて、包括的で、適切で、持続可能でかつ性差・年齢に対応し、障害を包摂した社会的保護へのアクセスを漸進的に拡大する
- 36 現金支給などの普遍的な児童手当や社会福祉給付としての児童扶養手当を推進し、ショックに対する世帯の回復力を向上させて児童労働のリスクを削減し児童を児童労働から引き離すために、極度の貧困にある児童および若年者、ならびに障害者（障害に関連した追加コストの補償など）を含む全世帯のための基礎的所得保障を推進する
- 37 生計を農林水産業に依存しているコミュニティにおいて社会・農業保険の利用を高める
- 38 社会的保護サービスの提供とリンクした児童労働監視システムを拡充する
- 39 育児手当制度への支援を通じたものを含め、保護者に対する手厚い給付制度を支援する
- 40 特に後発開発途上国のための、人口動態の傾向や気候変動の影響を鑑みた政府開発援助を含む効果的な国内外のリソースの結集を通じて、社会的保護制度のために公平かつ持続可能な資金供給を可能にする

## 資金調達および国際協力の拡大

- 41 国内のリソースを結集し、児童労働に関する国家行動計画や統計その他のデータの策定・開発を行い、適切に資金を提供し、関連する国家開発政策・計画に児童労働に関する懸念を盛り込む
- 42 児童労働および強制労働がない仕事の未来に向けた人間中心のアプローチを目指して、特に社会、通商、農林水産、金融、労働、経済、教育・訓練や環境政策の間で政策の一貫性を推進する
- 43 児童労働、強制労働、ディーセント・ワークや関連した能力構築支援に関係する目標と、財政、金融、国際取引や投資に関する政策について、それらの利益を拡大し包括的で持続可能かつ回復力のある経済成長、完全で生産性があり自由に選択できる雇用およびディーセント・ワーク、ならびに国内外のサプライチェーン全体で持続可能な生産を達成するために、より密接な調整を行う
- 44 アフリカを中心とした発展途上国に対して、それらの国々が長期的な債務の持続可能性を達成し、債務による資金調達、債務免除、債務の再編、および適当な場合には健全な債務管理の発展を目指した政策調整を通じて児童労働および強制労働を撤廃するためのプログラム、ならびに債務による困窮の削減に向けて重債務貧困国の対外債務に対処するためのプログラムに、持続的に資金を提供する能力を強化するための支援を行う
- 45 ダーバン行動要請の内容の効果的な実施に向けて、十分な資金が適時に供給されるように最良の手段を検討するよう、関係する国際的・地域的な金融機関に要請する

## 児童労働の撤廃に関するダーバン行動要請

- 46 多国間主義、南南協力および三角協力を支援し、ILO と特に SDG ターゲット 8.7 の達成に向けた進展を加速化するためのパスファインダー国（目標達成のために先駆的に取り組む国）への支援を通じたアライアンス 8.7 の主導的役割を支援し、また、複数の加盟国、市民社会団体、企業、使用者団体、および労働者団体、ならびにその他の団体の間における児童労働撤廃に向けた協力を、「児童労働のないラテンアメリカ・カリブ海諸国地域イニシアチブ」（このイニシアチブは他地域でも適当な場合にはそれぞれの状況に合わせてアレンジできるモデルとなる）などの地域イニシアチブを通じた協力も含めて支援する
- 47 特に気候変動、環境保護、飢餓の根絶、貧困の削減、不公平との闘い、ディーセントな仕事、クリーンエネルギー、デジタル化、水・衛生、平和維持・平和構築、移住、若年者の社会参加の促進や男女平等といった他の国際的な優先課題において児童労働の撤廃を主要な論点とするために部門横断的な協力を強化する
- 48 先住民・部族民、少数民族、移民、その他のぜい弱なグループにおける児童労働および強制労働を撤廃し、児童の商業的性的搾取の撤廃に向けた国・地域レベルの対応を結集するための国際協力を強化する
- 49 企業の説明責任を増大させる二国間・多国間の取り組みの可能性を模索する

当文書は ILO 駐日事務所による仮訳であり、正文は原文とする

原文：[Durban Call to Action on the Elimination of Child Labour](#)